

(その1)

収支報告書

会計	繰越	繰算	転記	○	
①	②	③	④	⑤	⑥

令和5年分
開催分

(ふりがな)

りっけんみんしゅとうさんぎいんひれいだいごそうしふ

1 政治団体の名称 立憲民主党参議院比例第5総支部

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区一ツ橋2-6-2

日本教育会館7階

3 代表者の氏名 水岡 俊一

4 会計責任者の氏名 吉田 順子

事務担当者の氏名

藤野 花菜
(電話) 03-6550-0305
(電話)
(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☒ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☒ 2以上の都道府県の区域等 | ☐ 同一の都道府県の区域内 |
|--|--------------------------------------|

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の届
出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名 水岡 俊一
公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者
の氏名(2人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)

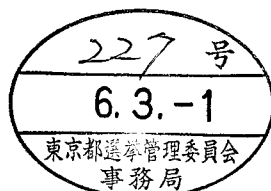
公職の候補者
の氏名(3人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



0000

005040

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	11,198,900
(前年からの繰越額)	442,875
(本年の収入額)	10,756,025
支 出 総 額	10,322,788
翌年への繰越額	876,112

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	756,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	756

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	立憲民主党	2,500,000	R5/4/21	東京都千代田区永田町1-11-1	
2	立憲民主党	2,500,000	R5/7/21	東京都千代田区永田町1-11-1	
3	立憲民主党	2,500,000	R5/10/20	東京都千代田区永田町1-11-1	
4	立憲民主党	2,500,000	R5/12/4	東京都千代田区永田町1-11-1	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合 計		10,000,000			

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	25	
	合 計	25	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	7,981,845	0	
(2) 光 熱 水 費	129,400	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	2,106,281	0	
小 計	10,217,526	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	5,262	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	5,262	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	100,000	100,000	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	105,262	100,000	
合 計	10,322,788		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	電気代8月分	12,368	R5/8/28	関西電力㈱豊岡営業所	兵庫県豊岡市山王町7-37	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		117,032				
合 計		129,400				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	総支部賃料（2023年7-12月分）	201,960	R5/6/15	(一財) 日本教育会館	東京都千代田区一ツ橋2-6-2	
2	豊岡事務所家賃（2023年7-12月分）	420,000	R5/6/27	三木堅吾	兵庫県豊岡市日高町西芝440	
3	豊岡事務所借地代（2023年7-12月分）	120,000	R5/6/27	三木堅吾	兵庫県豊岡市日高町西芝440	
4	豊岡事務所家賃（2024年1-6月分）	420,000	R5/12/6	三木堅吾	兵庫県豊岡市日高町西芝440	
5	豊岡事務所借地代（2024年1-6月分）	120,000	R5/12/6	三木堅吾	兵庫県豊岡市日高町西芝440	
6	総支部賃料（2024年1-6月分）	201,960	R5/12/12	(一財) 日本教育会館	東京都千代田区一ツ橋2-6-2	
7	看板類制作費	25,300	R5/5/9	タジマ工芸	兵庫県豊岡市九日市上町730-10	
8	電報代	12,151	R5/4/14	㈱KDDIエボルバ	東京都新宿区西新宿1-23-7	
9	切手代	33,600	R5/4/20	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
10	切手代	36,960	R5/4/27	チケットレンジャー銀座3丁目店	東京都中央区銀座3-2-13	
11	令和4年分政治資金監査報酬	250,000	R5/4/13	川口亮一税理士事務所	東京都港区西新橋3-5-2	
12						
13						
14						
15						
その他の支出		264,350				
合 計		2,106,281				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		5,262				
合 計		5,262				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	寄付	100,000	R5/4/17	立憲民主党山口県第4総支部	山口県下関市上田中町4-1-6	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		100,000				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳						
行番号	支 出 項 目	金 額	年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
1	寄付	100,000	R5/4/17	立憲民主党山口県第4総支部	山口県下関市上田中町4-1-6	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合 計		100,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預 金 (普 通 預 金 及 び 当 座 預 金 を 除 く 。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 2月 29日

政治団体の名称 立憲民主党参議院比例第5総支部

会計責任者の氏名 吉田 順子



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和6年2月29日

立憲民主党参議院比例第5総支部

代表 水岡 俊一 殿

登録政治資金監査人 川口 亮一

登録番号 第522号

研修修了年月日 平成21年1月29日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党参議院比例第5総支部の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、立憲民主党参議院比例第5総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する

収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党参議院比例第5総支部と私との間には、法第19条の13第5条の規定に違反する事実はない。

以上